

## ◆ 東京大学学生懲戒処分規程等

### (1) 東京大学学生懲戒処分規程

(平成16年10月26日 東大規則第253号)

改正 平成19年4月1日

#### (目的)

**第1条** この規程は、東京大学学部通則第25条および東京大学大学院学則第42条に規定する懲戒に関し手続その他必要な事項について定めることを目的とする。

#### (定義)

**第2条** この規程において「学生」および「懲戒処分の対象となる学生」(以下「当該学生」という。)とは、学部学生および大学院学生をいう。

2 この規程において「部局」とは、学部、研究科および教育部をいう。

3 この規程において「部局長」とは、学部においては学部長、研究科においては研究科長、教育部において部長をいう。

#### (懲戒処分の対象)

**第3条** 懲戒処分の対象となりうる行為は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 犯罪行為
- (2) 人権を侵害する行為
- (3) セクシュアル・ハラスメント
- (4) 試験等における不正行為および論文等の作成における学問的倫理に反する行為
- (5) 情報倫理に反する行為
- (6) 本学の規則に違反する行為
- (7) 本学における教職員の業務ならびに学生等の学習、研究および正当な活動を、暴力、威力、偽計等の不当な手段によって妨害する行為。ただし、学生の正当な自治活動の一環として、大学または部局等への意思表示のために、授業を受けることの放棄を呼びかけること自体は、ここにいう行為にはあたらないものとする。

#### (懲戒処分の種類)

**第4条** 懲戒処分の種類は、退学および有期の停学とする。

#### (懲戒処分のための手続)

**第5条** 第3条第1号、第2号、第4号、第5号、第6号および第7号に関する懲戒処分のための手続は、次条以下においてこれを定める。

2 第3条第3号に関する懲戒処分のための手続は、「セクシュアル・ハラスメントを理由とする学生の懲戒処分についての了解事項(平成14年4月16日評議会決定)」による。ただし、同了解事項において「評議会への付議」とあるのは、「学生懲戒委員会への付議」と読み替える。

#### (懲戒処分に関する部局の意見)

**第6条** 部局長は、懲戒処分の対象となりうる行為が当該部局の学生によって行われたことを知り得たときは、遅滞なく事実確認および当該学生に対する事情聴取を行い、懲戒処分が相当と判断した場合には、懲戒処分に関する意見を作成し、速やかに総長および当該学生にこれを通知する。部局による事情聴取にあたっては第11条第2項および第3項の手続にならって行うものとする。

2 懲戒処分に関する意見には、懲戒処分の根拠となる事実の認定、懲戒処分の相当性に関する判断および懲戒処分の量定に関する判断が含まれる。

#### (学生懲戒委員会)

**第7条** 教育研究評議会の下に学生懲戒委員会を置く。

2 学生懲戒委員会は、副学長1名、評議員、研究科に置かれる副研究科長および研究科以外の大学院組織に置かれる副部長(以下「評議員等」という。)のうちから5名ならびに教員15名(本学の教授または准教

授であることを要する。)の計21名の委員によって構成される。

- 3 総長は、委員長をつとめる副学長を任命する。
- 4 教育研究評議会は、副学長以外の学生懲戒委員会委員を選任する。
- 5 総長は、前条に定めるところにより懲戒処分に関する意見が通知されたときは学生懲戒委員会に、懲戒処分の要否および懲戒処分を要する場合のその内容についての審査を付議する。
- 6 学生懲戒委員会は、前項に定めるところにより審査を付議されたときは学生懲戒委員会の中に担当班を設置する。個々の事案の懲戒処分手続は、学生懲戒委員会の担当班がこれを行う。
- 7 学生懲戒委員会の担当班は、学生懲戒委員会委員長である副学長、評議員等1名および教員3名の計5名によって構成される。担当班の班長は当該副学長が、副班長は当該評議員等がつとめる。
- 8 学生懲戒委員会は、担当班を組織するにあたり、懲戒手続の公平性の確保に努める。

(当該学生の意思の確認)

**第8条** 学生懲戒委員会の担当班は、当該学生が、部局の作成した懲戒処分に関する意見に対して不服を申し立てるか否かを確認する。

(当該学生および部局からの事情聴取ならび資料等の提出要請)

**第9条** 学生懲戒委員会の担当班は、適宜、当該学生および当該部局から事情聴取を行い、資料等の提出を求めることができる。

(不服の申し立てがない場合の手続)

**第10条** 学生懲戒委員会の担当班は、当該学生が部局の作成した懲戒処分に関する意見に対して不服を申し立てることが確認されなかった場合には、直ちに当該意見の適否の判断を行うことができる。

- 2 学生懲戒委員会の担当班は、当該意見が妥当であると判断した場合には、その旨を学生懲戒委員会に報告する。総長は、学生懲戒委員会からの報告を受けて、当該部局長に対して、この懲戒処分をとるよう命ずる。総長は、懲戒処分を命じたことを教育研究評議会に報告する。
- 3 学生懲戒委員会の担当班は、当該意見が妥当でないと判断した場合には、必要に応じて前条に定める調査を行った後、新たな懲戒処分案を作成し学生懲戒委員会に報告する。学生懲戒委員会は、第13条に定める参考人団の評決に委ねる。当該学生からの事情聴取および懲戒処分案の作成にあたっては、次条第2項、第3項および第5項の手続が適用される。

(不服が申し立てられた場合の手続)

**第11条** 学生懲戒委員会の担当班は、当該学生が部局の作成した懲戒処分に関する意見に対して不服を申し立てることが確認された場合には、遅滞なく当該学生および部局から事情聴取を行い、資料等の提出を求めるものとする。

- 2 学生懲戒委員会の担当班は、当該学生からの事情聴取にあたっては、当該学生に自己を防御する機会を十分に与えるよう配慮する。ただし、当該学生が正当な理由が無いのに事情の聴取に応じない場合または自己に有利な証拠を提出する等の防御をしない場合には、その機会を自ら放棄したものとみなすことができる。
- 3 学生懲戒委員会の担当班は、当該学生からの事情聴取にあたっては、当該学生からの申し出があれば、当該学生を補助する者(弁護士を含む。)の同席を認める。ただし、調査の妨げとなる場合には、同席する者の数を制限することができる。
- 4 学生懲戒委員会の担当班は、懲戒処分案を作成し、学生懲戒委員会に報告する。学生懲戒委員会は、第13条に定める参考人団の評決に委ねる。
- 5 懲戒処分案には、懲戒処分の根拠となる事実の存否および懲戒処分の相当性に関する判断が含まれる。懲戒処分を相当であるとした場合には、量定に関する判断も含まれる。

(参考人団)

**第12条** 第10条第3項ならびに前条第4項および第5項の懲戒処分案に関し、その公平性と透明性を高めるため、次項以下に定める参考人団を置く。

- 2 参考人団は、評議員1名、教員5名(以下「教員団員」という。)および学生5名(以下「学生団員」という。)の計11名によって構成される。参考人団を構成する評議員および教員団員は、学生懲戒委員会委員以外から総長が任命する。

- 3 参考人団を構成する評議員は、当該学生の所属部局とは異なる部局の者でなければならない。参考人団の団長は、評議員がつとめる。団長は、参考人団を統括する。
- 4 教員団員は、当該学生の所属部局とは異なる部局の者でなければならない。
- 5 学生団員は、各部局から選出された学生参考人で構成される学生参考人会の中から、互選により選出される。学生団員は、当該学生と所属部局が異なる者でなければならない。また当該学生と個人的に交際関係のある者であってはならない。学生参考人の選出その他必要な事項に関しては、別途定める。

(参考人団による評決)

第13条 参考人団は、学生懲戒委員会の担当班による懲戒処分案が妥当であるか否かに関する評決を行う。

- 2 参考人団は、評決に先立って、学生懲戒委員会の担当班による懲戒処分案の説明を受ける。参考人団は、必要があれば、当該学生および当該部局の意見を聴取することができる。当該学生からの事情聴取にあたっては、第11条第2項および第3項の手続にならって行うものとする。
- 3 評決にあたっては、団長および7名以上の団員（教員団員および学生団員をいう。以下同じ。）の出席を要する。評決は、出席した団員の多数決によって行われる。団長は、評決に加わることができない。ただし、可否同数の場合には、団長の決定による。
- 4 団長は、評決結果を学生懲戒委員会に報告する。

(総長による処分または再審査の命令)

第14条 学生懲戒委員会は、参考人団が懲戒処分案（処分不相当とする案を含む。）を相当であると評決した場合には、それに基づいて懲戒処分案を確定し、総長に報告する。総長は、当該部局長に対して、この懲戒処分（処分不相当とする場合を除く。）をとるよう命ずる。総長は、懲戒処分を命じた場合には、そのことを教育研究評議会に報告する。

- 2 学生懲戒委員会は、参考人団が懲戒処分案（処分不相当とする案を含む。）を相当でないとして評決した場合には、その旨の理由を付して総長に報告する。総長は、学生懲戒委員会に対して、当該事案の再審査を命ずる。

(再審査)

第15条 再審査は、学生懲戒委員会において新たに組織される担当班によって行われる。

- 2 学生懲戒委員会は、再審査に基づいて新たに作成した懲戒処分案（処分不相当とする案を含む。）を総長に報告する。
- 3 総長は、審査の全過程を斟酌の上、懲戒処分（処分不相当とするを含む。）を決定し、部局長に対して、この懲戒処分（処分不相当とする場合を除く。）をとるよう命ずる。総長は、懲戒処分を命じた場合には、そのことを教育研究評議会に報告する。

(学生による再審査請求)

第16条 懲戒処分を受けた当該学生は、処分の根拠となった事実が存在しないことが明らかになった場合その他正当な理由がある場合には、総長に対して再審査を請求することができる。

- 2 前項の請求があったときには、総長は遅滞なく再審査の可否の審査を学生懲戒委員会に付議する。

(関係者の守秘義務)

第17条 学生懲戒委員会の委員ならびに参考人団の団長および団員（学生参考人を含む。以下この条において同じ。）は、その地位にあることから知り得た情報に関する守秘義務を負う。この義務は、委員、団長または団員の地位を解かれた後も継続する。

(補 則)

第18条 この規程に定めるもの以外に、この規程の実施にあたって必要な事項は、別途これを定める。

附 則

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

[了解事項]

- 1 本規程で定める学生懲戒処分制度は、東京大学が全学的な規模で総合的な制度を持ちたいとの東京大学の志向に則って作られたものである。とはいえ、教育と研究の具体的なあり方に部局による差異がある以上、学生の処分に関しても、公平性が著しく損なわれない範囲において、部局ごとに判断基準が異なること、従って量定に差の生じることは容認せざるをえない。

2. 譴責、謹慎等の懲戒より軽い措置は、部局において部局長がこれを行う。
3. 東京大学は、学生処分<sup>1</sup>の歴史的経過を踏まえ、懲戒処分を進めるに当たって当該学生からの事情聴取および当該学生<sup>2</sup>の意思確認を重視している。ただし、逮捕・勾留された学生<sup>3</sup>の身柄拘束が長期におよび大学による事情聴取と意思確認が行えなかったため、処分相当と思われながら、処分が行えなかった事例が過去に一再ならずあったことに鑑み、そうした場合には部局長の申し出と学生懲戒委員会の発議に基づき、総長が認めることにより、本規程第6条に定める当該学生からの事情聴取および第8条に定める当該学生<sup>4</sup>の意思確認を経ることなく、懲戒処分<sup>5</sup>手続を進めることができるものとする。なお、この懲戒処分<sup>6</sup>手続の例外措置が恣意的に運用されることのないよう、「逮捕・勾留された学生<sup>7</sup>の懲戒処分に関する指針」において本了解に基づく手続を具体的に定めることとする。

## (2) 学生懲戒処分規程の実施にあたっての申合せ

### (1) 規程と部局の裁量

学生懲戒処分規程（以下規程と称する。）の定める学生懲戒処分制度は、全学的規模で整合的な学生懲戒処分制度を持ちたいとの東京大学の志向に則って作られたものである。とはいえ、教育と研究の具体的なあり方に部局（規程第2条第2項に定める部局をいう。以下同じ。）による差異がある以上、学生の処分に関しても、公平性が著しく損なわれない範囲において、部局ごとに判断基準が異なること、従って量定に差の生じることは容認せざるをえない。

### (2) 規程の定める処分と部局の採りうる措置

- ① 規程が定める処分は、学部通則第25条第4項（大学院にあつては大学院学則第42条の準用規定をいう。）に規定された退学と停学である。規程は停学を「有期の停学」としており、その期間は原則として、1年、6ヶ月、2ヶ月の3種類とする。これらの処分はすべて、部局長（規程第2条第3項に定める部局長をいう。以下同じ。）の申し出により、規程第7条以下に定めた全学的な手続を経て決定される。
- ② 部局長は、規程第3条に掲げる懲戒処分の対象となりうる行為が発生したとき、公正な調査の結果、その行為が規程の定める処分に相当しないと判断したなら、当該事案を総長の了解をもとめることなく、部局内で採りうる措置によって処理することができる。部局長が部局の裁量で採りうる措置とは、1）譴責、説諭等の懲戒処分より軽い措置、または2）部局がそれぞれの教育目標に応じて主体的に行う学部通則第23条（大学院にあつては大学院学則第30条の準用規定をいう。以下同じ。）に定める「願出による退学」（いわゆる自主退学）の受理および単位の取消である。部局長は、こうした措置を部局内で採った場合は、その旨をすみやかに学生懲戒委員会の委員長たる副学長に報告する。
- ③ 上記②の部局の判断による部局内措置1）は、規程第3条に該当するが、違反の程度が軽微であり、情状酌量の余地があると判断された場合に限定される。ただし、当該行為が「軽微」か否かの判断が容易に下せない場合、部局長は学生懲戒委員会の委員長たる副学長と協議するものとする。なお、軽微とはいえない事案であっても、当該学生<sup>8</sup>の精神状態に問題があると考えられるときは、部局長は保健センターの精神科医または学生相談所の相談員の判断に基づき、当該事案を処分不相当とすることができる。この場合部局長は、その旨をすみやかに学生懲戒委員会の委員長たる副学長に報告する。また部局内措置2）は規程による正規の懲戒処分より実質的に重くなることありうるので、部局はそれらの措置を講じるとき、部局独自の教育目標の実現に欠かせない措置を採っていることに自覚的でなければならない。
- ④ 部局長は、規程第3条に掲げる懲戒処分の対象となりうる行為を起した学生に登校を禁じることが必要と判断した場合、謹慎を命ずることができる。

### (3) 「願出による退学」の受理を認めてはならない時期

規程第3条に掲げる行為を行った学生が、学部通則第23条に定める「願出による退学」を部局長に申し出た場合、次の時期には部局長はこれを受理してはならない。

- 1）部局が当該行為に対する調査を開始しているが、懲戒処分の相当性に関する意見がまだ定まっていない時期
- 2）部局が当該行為を処分相当と判断し、規程による懲戒処分手続が開始されてから、総長による最終決

定が下されるまでの時期

#### (4) 退学処分

- ① 規程による退学処分を受けた学生に十分な反省が見られる場合、学部通則第9条（大学院にあっては大学院学則第22条第1号をいう。）の規定にしたがい、部局長は部局教授会（大学院にあっては教育会議をいう。以下同じ。）の議を経て再入学を認めることができるが、最長の停学処分が1年間であることとの整合性を考慮し、退学処分になった者の再入学は、処分決定から1年以上経過しないと認めてはならない。
- ② 部局長は、部局教授会が退学処分者の再入学を決定した場合には、その旨をすみやかに学生懲戒委員会の委員長たる副学長に報告する。

#### (5) 停学処分

- ① 停学期間は、学部通則第3条、大学院学則第27条並びに専門職学位課程規則第17条および第25条に定める在学年限に算入するが、学部通則第2条に定める修業年限、大学院学則第2条第5項、第6項および第7項に定める標準修業年限並びに専門職学位課程規則第4条および第20条に定める標準修業年限には算入しない。ただし2ヶ月の停学の場合に限り、この期間を修業年限・標準修業年限に算入するものとする。
- ② 停学期間中の学生は、授業に出席すること、単位を取得することができないが、授業料は学部通則第53条第2項（大学院にあっては大学院学則第39条第1項の準用規定をいう。）に従って納付しなければならない。
- ③ 部局長が、停学期間の半ばを過ぎた学生が十分な反省をしていると判断した場合は、学生懲戒委員会に停学期間の短縮を提案することができる。部局長からの提案があった場合、学生懲戒委員会はすみやかに結論を出すものとする。
- ④ 停学処分と進学・進級・卒業（修了）認定との関係に問題が生じた場合は、部局長は学生懲戒委員会の委員長たる副学長と協議の上、適切と思われる措置を採ることができる。

#### (6) 研究生等の懲戒処分

- ① 学部長の権限で退学を命ずることのできる学部の研究生、聴講生および特別聴講学生（学部通則第28条～第42条、第42条の3）に対する懲戒処分は学部長が、研究科長（教育部の部長を含む。以下同じ。）の権限で退学を命ずることのできる特別聴講学生、大学院科目等履修生、特別研究学生および大学院研究生（大学院学則第31条～第33条、大学院研究生規則、大学院外国人研究生に関する規程）に対する懲戒処分は研究科長が、研究所長の権限で退所または退学を命ずることのできる研究所研究生（各研究所研究生規則）に対する懲戒処分は研究所長が、それぞれ行う。その際、学部長・研究科長・研究所長は、当該研究生等の権利にも十分な配慮を払わなければならない。
- ② 学部長・研究科長・研究所長が、これら研究生等への懲戒処分を行った場合は、その旨をすみやかに学生懲戒委員会の委員長たる副学長に報告する。

#### (7) 2以上の部局に関わる事案の処理

- ① 規程では、懲戒処分の対象となりうる行為を行った学生の処分に関する意見を作成し、全学的手続きを求めるのは、当該学生が現在所属する部局と定めている。従ってある部局が、以前所属していた学生が懲戒処分の対象となりうる行為を行っていたことを知ったときは、その旨を遅滞なく学生懲戒委員会の委員長たる副学長に報告する。副学長は、その旨をすみやかに当該学生が現在所属している部局の長に伝達するものとする。
- ② 懲戒処分の対象となりうる行為が、もっぱら学生が過去に所属していた部局のみに関わる行為である場合には、当該学生が現在所属している部局の長は、当該事案の事実確認にあたり、学生懲戒委員会の委員長たる副学長を通じて、過去の所属部局の長の協力を要請するものとする。
- ③ 部局長は、懲戒処分の対象となりうる行為に自部局の学生だけでなく、他部局の学生も関与していたことを知った場合には、その旨をすみやかに学生懲戒委員会の委員長たる副学長に伝える。副学長は、その旨を他の学生が所属している部局の長に伝達するものとする。

### (3) 逮捕・勾留された学生の懲戒処分に関する指針

1. 学生が逮捕・勾留された場合、あるいは起訴された場合、当該学生を懲戒処分に処すべきか否かは、大学が独自に判断すべき事項である。大学は、①当該学生が犯した罪が軽微であって、大学として問題にする必要がないと判断した場合、②学問の自由や大学の自治という観点に照らして懲戒処分の対象とすると当たらないと考えられる場合、③当該学生が有罪判決によってすでに十分な公的制裁を受けていると判断される場合などには、当該学生に大学としての処分を行わないことがありうる。
2. 被疑内容が重大であり、事実であれば大学としての懲戒処分が必要と判断されるケースで、当該学生が罪状を認めている場合は、大学は学生懲戒処分規程（以下規程と称する。）に基づく処分手続を開始する。このケースで、大学として当該学生への接見ができない場合、部局長（規程第2条第3項に定める部局長をいう。以下同じ。）はその旨を学生懲戒委員会に申し出る。総長は、学生懲戒委員会の議に基づき、部局長が規程第6条に定める事情聴取を行うことなく処分に関する部局（規程第2条第2項に定める部局をいう。以下同じ。）の意見を作成することを許可する。この事案が学生懲戒委員会に付託された際には、学生懲戒委員会は規程第8条に定める意思確認を行うことなく、懲戒処分の手続を進めることができるが、その際には学生懲戒委員会の作成した処分案は参考人団の評決を経なければならない。当該学生からの事情聴取やその意思確認を経なかった場合には、部局および学生懲戒委員会は、当該学生の権利を著しく損なうことがないように、十分な配慮をしなければならない。
3. 被疑内容が重大であり、事実であれば大学としての懲戒処分が必要と判断されるケースで、当該学生が罪状を否認している場合は、大学は自らが主体的に行う事実認定に基づいて、懲戒処分が必要か否かを慎重に判断する。懲戒処分が必要と判断された場合は、当該学生が否認を続けていても、司法の判断を参照しつつ、大学として処分を行うことがありうる。部局長が処分相当と判断したにもかかわらず当該学生への接見ができない場合、部局長はその旨を学生懲戒委員会に申し出る。総長は、学生懲戒委員会の議に基づき、部局長が規程第6条に定める事情聴取を行うことなく処分に関する部局の意見を作成することを許可する。この事案が学生懲戒委員会に付託された際には、学生懲戒委員会は規程第8条に定める意思確認を行うことなく、懲戒処分の手続を進めることができるが、その際には学生懲戒委員会の作成した処分案は参考人団の評決を経なければならない。当該学生からの事情聴取やその意思確認を経なかった場合には、部局および学生懲戒委員会は、当該学生の権利を著しく損なうことがないように、十分な配慮をしなければならない。
4. 被疑内容が重大であり、事実であれば大学としての処分が必要と判断されるケースで、当該学生が罪状を否認している場合であっても、上記3とは逆に大学が冤罪の可能性があるとして判断し、かつ当該学生の身柄拘束が長びくと思われ、学生またはその代理人が休学を願い出た際には、学生の地位の保全をはかるため、大学は学部通則第19条第3項（大学院にあっては大学院学則第29条第3項の準用規定をいう。以下同じ。）の規定によりこれを認めることができる。
5. 被疑内容が学問の自由や大学の自治という観点に照らして、懲戒処分の対象とすると当たらないと考えられる場合で、当該学生の拘束が長びくと思われ、学生またはその代理人が休学を願い出た際にも、学生の地位の保全をはかるため、大学は学部通則第19条第3項の規定によりこれを認めることができる。
6. 学生が犯罪の嫌疑をかけられ逃走をはかり、大学としての事情聴取が行えない場合には、本指針の規定を援用することができるものとする。

### (4) 学生参考人に関する細則

（平成16年10月26日東大規則第254号）

改正 平成22年4月1日

#### （目的）

**第1条** この細則は、東京大学学生懲戒処分規程（以下「規程」という。）第12条に規定する学生参考人會を構成する学生（以下「学生参考人」という。）および参考人団を構成する学生参考人（以下「学生団員」という。）についての細目を定めることを目的とする。

**(学生参考人の選出)**

**第2条** 規程第12条第5項に規定する学生参考人の選出は、次項以下の手続による。

- 2 各部局から選出される学生参考人の数は、別表のとおりとする。
- 3 部局長は、所属する学生（休学中の者を除く。）の中から抽選により学生参考人を選出する。部局長は、選出された学生参考人の名簿を総長に提出する。
- 4 選出された学生参考人は、原則として辞退することができない。
- 5 学生参考人の任期は、1年とする。
- 6 学生参考人に欠員が生じたときは、当該部局はすみやかに欠員を補充しなければならない。補欠の学生参考人の任期は、前任者の任期の残余の期間とする。
- 7 総長は、選出された学生参考人に対して、学生参考人である旨を記した文書を交付する。

**(学生参考人会の組織及び庶務)**

**第3条** 学生参考人会には、代表1名及び副代表2名を置く。

- 2 代表及び副代表は、互選により選出される。
- 3 規程第12条第5項に規定する学生団員の選出が必要となった場合は、代表または副代表が学生参考人会を招集し、互選により選出する。
- 4 学生参考人会の庶務は、本部学生支援課において処理する。

**(学生団員の待遇)**

**第4条** 規程第12条第5項に規定する学生団員に対しては、大学から謝金が支払われる。

**(学生参考人の氏名及び学生団員の氏名の公開)**

**第5条** 学生参考人の氏名は、公開する。

- 2 学生団員の氏名は、公開しない。

**(学生参考人による評決の傍聴)**

**第6条** 学生参考人は、自身が学生団員ではない参考人団による規程第13条に規定する説明および評決を傍聴することができる。ただし、懲戒処分の対象となる学生がこれを望まない場合には、傍聴することができない。

**(この細則の改廃)**

**第7条** この細則の改廃は、学生委員会の審議を経て、総長がこれを行う。

**附 則**

- 1 この細則は、平成17年1月1日から施行する。
- 2 この細則の施行後最初に選出される学生参考人の任期は、第2条第5項の規定にかかわらず、平成17年3月31日までとする。

**附 則**

この細則は、平成19年7月1日から施行する。

**了解事項** 学生団員は、学生参考人としての任期満了時点において評決が完了していない場合には、東京大学の学生である限り、本細則第2条第5項の規定にかかわらず、評決の時点まで学生参考人としての任期を延長し学生団員の任務にあたる。なおこのような場合にも、当該部局は、通常の任期満了時まで次に次期の学生参考人を定数どおり選出するものとする。

### 附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。別表（第2条第2項関係）

学部

部 局 名	参考人選出数
法学部	2
医学部	1
工学部	2
文学部	2
理学部	2
農学部	2
経済学部	2
教養学部（前期課程）	2
教養学部（後期課程）	1
教育学部	1
薬学部	1

大学院（研究科・教育部）

部 局 名	参考人選出数
人文社会系研究科	2
教育学研究科	1
法学政治学研究科	2
経済学研究科	1
総合文化研究科	2
理学系研究科	2
工学系研究科	2
農学生命科学研究科	2
医学系研究科	2
薬学系研究科	1
数理科学研究科	1
新領域創成科学研究科	2
情報理工学系研究科	2
学際情報学府	1
公共政策学教育部	1

### 参 考

学生の在籍数が500名以上の部局は、それぞれ2名の学生を選出する。

学生の在籍数が500名未満の部局は、それぞれ1名の学生を選出する。

教養学部については、前期課程から2名の学生を後期課程から1名の学生を選出する。

在籍数は平成16年5月1日現在を基準としている。

顕著な変動がある場合は見直しをすることとする。



## (5) セクシュアル・ハラスメントを理由とする学生の懲戒処分についての了解事項

〔平成14年4月16日〕  
評議会了承

セクシュアル・ハラスメントを理由とする学生の懲戒処分については、現行懲戒処分制度についての昭和56年2月24日の評議会了承（以下「評議会了承」という。）にかかわらず、以下の手続きを適用するものとする。

### 1（懲戒処分事由としてのセクシュアル・ハラスメント）

評議会了承Ⅱ3. に定める懲戒処分事由（エ）セクシュアル・ハラスメントの意味については、「東京大学セクシュアル・ハラスメント防止のためのガイドライン」を踏まえて解釈するものとする。

### 2（調査委員会の設置）

東京大学ハラスメント防止委員会（以下「防止委員会」という。）は、本学の学生が加害者となるセクシュアル・ハラスメントについて、被害者からの申立て又は本学の機関を含む第三者からの通知があったときは、担当班を設置して予備的な事実の確認を行い、加害者とされた学生の所属する部局の部局長との協議の上、必要と認めるときは、当該事件の事実関係を調査し、及び処分の必要性を検討するために調査委員会を設置することができる。

### 3（調査委員会の構成）

調査委員会は、本学の教授を含む3名の委員で構成する。

### 4（人権の尊重と二次被害の防止）

調査委員会の調査にあたっては、加害者とされた学生の人権を守り、十分な防御の機会が与えられるよう配慮するとともに、被害者への二次被害を防止するとともに、特に注意しなければならない。

### 5（被害者の事情聴取の場合の第三者の同席）

調査委員会は、被害者からの事情聴取にあたって、必要と認めるときは、被害者からの申出により、被害者を補助するための第三者の同席を認めるものとする。

### 6（加害者の事情聴取の場合の第三者の同席）

調査委員会は、加害者とされた学生からの事情聴取にあたって、必要と認めるときは、当該学生からの申出により、当該学生を補助するための第三者の同席を認めるものとする。

### 7（防止委員会への報告）

調査委員会は、調査の結果懲戒処分が相当であると判断するとき、処分についての意見を付して防止委員会に事実関係の報告を行う。

### 8（防止委員会から総長への申出等）

防止委員会は、当該事件の事実関係が十分明らかであり懲戒処分が相当であると判断するとき、処分についての防止委員会の意見を付して総長に申し出るものとし、加害者とされた学生の所属する部局の部局長にその申出について伝達する。

### 9（評議会への付議）

総長は、防止委員会からの申出に基づき、加害者とされた学生の所属する部局の部局長の意見を聴いた上で、当該事件を評議会に付議する。

### 10（評議会の手続きに関する読み替え）

評議会での手続きに関しては、評議会了承Ⅱ8. 以下を適用するものとし、以下のように運用する。

- (1) 評議会了承Ⅱ8. (ア) の「7. の申出」は、「学生の懲戒処分についての防止委員会からの申出に基づく総長の付議」と読み替える。
- (2) 評議会了承Ⅱ9. の「5. および6. の定め」は、「本了解事項4. から6.」と読み替える。
- (3) 評議会了承Ⅱ11. (ア) の「当該学部長」は当該学生の所属する部局の部局長」と、「公示し」は「本人に通知し、又は公示し」と、(イ) の「前項の公示」は「前項の通知又は公示」とそれぞれ読み替える。